大阪府北河内府民センタービル自動販売機設置事業者募集要項

大阪府北河内府税事務所が行う自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という。)の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

物件番号	所在地(住居表示)	設置場所	設置面積	台数	最低使用料 (税抜き)	位置
1	枚方市大垣内町 2丁目15番1号	北河内府民センタービル 1階及び2階	0.5 ㎡以上 1.0 ㎡未満 × 2	2台	26,000円	図 1

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること
 - ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号) 附則第 3 条第 3 項の規定によりなお 従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号) 第 11 条に規 定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない もの
 - ⑥ 破産者で復権を得ない者
 - (2) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者(①から⑧までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。)であること。
 - ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若 しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な 価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により大阪府が実施する 監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行 に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

- ⑦ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は、申立てをなされている者(同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けたものを除く。)社会更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをなされている者(同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けたものを除く。)金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑧ 公募開始の日から審査結果を通知する日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に 基づき入札参加停止の措置を受けている者
- (3) 事業を行う上での必要な法的資格を有するもので、日本国内に営業所又は事務所を有していること
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から 第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号) 第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

3 公募条件等

(1) 使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間は令和6年2月19日(月)から令和6年10月31日(木)までとします。

② 使用料

大阪府が設定する最低使用料以上で申し込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって 使用料とします。

物件毎に設置事業者として決定した者が提示した応募価格(税抜き額)に消費税及び地方消費税相当額を加算し得た額をもって使用料とします。

使用料は大阪府の発する納入通知書により、大阪府の指定する期限までに全額納入してください。

③ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費用等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、自動販売機の運転に必要な光熱水費は、電気使用量のみとし、全額を設置業者の負担とし、月ごとに大阪府の発する納入通知書により、大阪府が指定する期限までに当該月分を全額納入してください。光熱水費の額は、次の計算によるものとします。

【電気使用料】

自動販売機に設置する子メーターの指示値により計測した使用量に電気料金単価(税込) を乗じて積算した額とします。

なお、設置する電気量子メーターについては適切なものとし、その設置費用は設置事業者の

負担とします。

※ 電気料金単価 (消費税及び地方消費税を含む)

=北河内府民センター全体の使用電気料金÷北河内府民センター全体の使用電気量

④ 設置方法

自動販売機は、物件番号ごとの設置位置図に示した場所に公募物件毎に示した外形寸法を超えないものを設置してください。また、日本工業規格自動販売機据付基準 (JISB8562-1996)、自動販売機据付基準 (2008年策定版)及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従い、原則として床面へアンカーボルト固定を行うものとします。設置を行う際は、事前に固定方法及び使用する固定器具(アンカーボルトを含む)について北河内府税事務所の承認を受けてください。

(2) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付すること。
- ② 使用期間中に2-(3)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、大阪府の指示に従うこと。
- ⑤ 酒類の販売は行わないこと。
- ⑥ 販売品目は飲料品(乳飲料を含む。)とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
- ⑦ 次に示す販売品目の条件を満たすこと。

(例示)

物件番号	販売品目の条件
1	販売する商品は、缶又はペットボトルなど密閉式の容器とし、お茶、水、炭酸飲料、
	コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。 また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 原則として自動販売機に併設して、販売する飲料の容器(ビン・缶・ペットボトル等)の 種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。なお、回収ボックスの設置面積は使用料に算入しません。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ④ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。

4 参考データ

・大阪府北河内府民センタービル在籍の職員数約 230 人 ただし庁舎移転に伴い、令和6年10月15日(火)から140名前後となる予定

5 応募申込手続き

(1) 申込方法

郵送で申し込む場合

申込受付期間 令和6年1月16日(火)~ 令和6年1月31日(水)必着送り先 〒573-8501 大阪府枚方市大垣内町二丁目15番1号

大阪府北河内府民センタービル3階

大阪府北河内府税事務所 総務課 宛

持参する場合

申込受付期間 令和6年1月16日(火)~ 令和6年1月31日(水) 【午前9時30分~正午、午後1時~午後5時】 なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提出先 大阪府枚方市大垣内町二丁目 15番1号 大阪府北河内府民センタービル3階 大阪府北河内府税事務所 総務課

(2)必要な書類(各1部)

- ① 応募申込書(大阪府所定様式)
- ② 誓約書2種類(大阪府所定様式)
- ③ 販売品目(大阪府所定様式)
- ④ 2-(3)にかかる許認可等の免許証の写し
- (3) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

(4) 質問

- ① 受付期間 令和6年1月16日(火)午前9時~令和6年1月26日(金)午後5時30分まで
- ② 提出方法 FAXにて質問を送信してください。
- ③ 回答方法 随時個別に回答いたします。

6 設置事業者の決定

- (1) 設置事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、大阪府が設定する最低使用料以上 で最高の応募価格で申し込みを行った者とします。販売品目の売値は、審査の対象となりません。
- (2) くじによる設置事業者の決定

最高となるべき応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと くじにより決定します。

(3) 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名(法人の場合は法人名)を掲載します。

(4) その他

設置事業者の決定は、令和6年2月1日(木)の予定。

7 使用許可申請の手続き

提出期限 令和6年2月14日(水)まで

提出書類 (②及び③は、発行から3か月以内のものに限る)

- ① 行政財産使用許可申請書
- ② 府税事務所が発行する全税目の納税証明書 (「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書)
- ③ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ④ 自動販売機の管理関係証明書

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

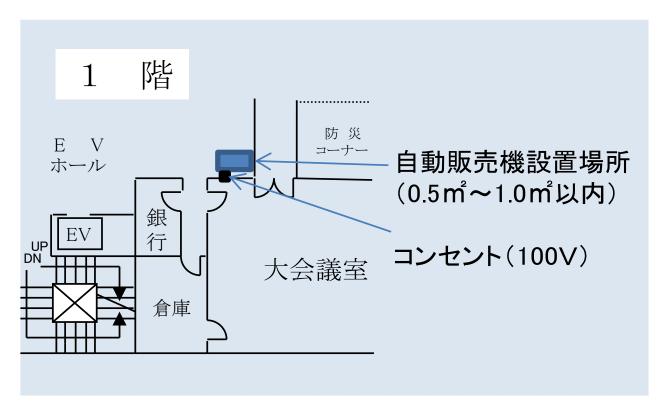
- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- ② 設置事業者が応募者の資格を失った場合。

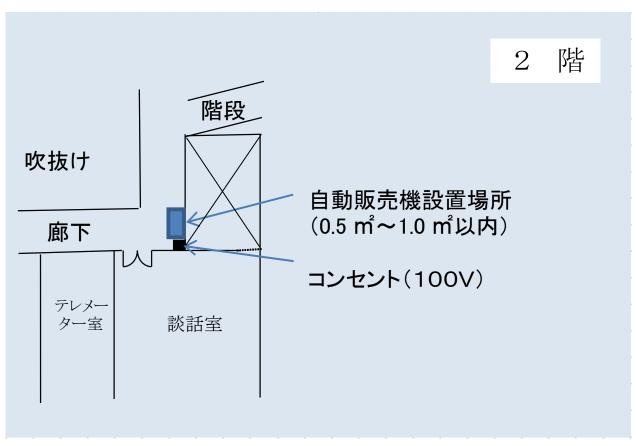
9 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。 募集に関する問い合わせ先

大阪府北河内府税事務所 総務課 大阪府枚方市大垣内町二丁目 15番1号 大阪府北河内府民センタービル3階 電話 072-844-1331(代表) (内線)512 FAX 072-846-2883

設置位置図





応募申込書

令和 年 月 日

大阪府北河内府税事務所長 様

住 所(所在地)(〒 -)

氏 名

法 人 名 印

代表者名

(事務担当者)

所属部署

氏 名

電 話

大阪府北河内府民センタービル自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を 承知の上、下記のとおり申し込みます。

1 設置希望場所及び提案使用料

物件	設置場所	設置面積	台数	応導	募価格	(提案	使用料	・年額	į)	
番号	改造物別	改造曲項	1 35							(円)
1	北河内府民センタービル 1階及び2階	0.5 ㎡以上 1.0 ㎡未満 × 2	2台						0	0

- ※ 1. 応募価格は、大阪府が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
 - 2. 応募価格は、年額使用料(税抜き額)とし、百円単位で記入してください。なお、 応募価格(税抜き額)に百分の百十を乗じて得た額をもって年額使用料とします。
 - 3. 金額はアラビア数字で記入してください。
 - 4. 初めの数字の頭に¥をいれてください。

2 添付書類

- ① 誓約書2種類(大阪府所定様式)
- ② 販売品目 (大阪府所定様式)
- ③ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し

誓約書

私は、大阪府が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込みに当たり次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、自動販売機設置事業者募集要項について十分理解し、 承知の上で申し込み、参加します。
- 2 自動販売機設置事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に関して、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名(法人の場合は法人名)を掲載することに同意します。

令和 年 月 日

大阪府北河内府税事務所長 様

住 所 (所 在 地)

氏 名法 人 名代表者名

印

誓約書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利するこ ととならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除しているこ とを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

<u> </u>	
1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。	はい・いいえ
2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該 当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたと きは、速やかに提出します。	はい・いいえ
3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。	はい・いいえ
4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。	はい・いいえ

大阪府北河内府税事務所長 様

令和 年 月 日

申込者

住 所

(所在地)

氏

(法人名)

(代表者名)

生年月日

共有予定者 共有予定者

住 所 住 所 (所在地) (所在地) ガリ氏 ガナ 名 名 氏 (法人名)

(法人名)

(代表者名) (代表者名)

生年月日 生年月日

販 売 品 目

メーカー名	商品名	規格	容器の 種 類	定価 円	売値 円	備考

- (注) 1. この「販売品目一覧表」は、応募者が予定している主力商品のメーカー名、 商品名、規格、容器の種類、定価(税込)、売値(税込)を記載する。
 - 2. 容器の種類には「ビン・缶・PETボトル」のいずれかを記載する。
 - 3. 応募者が設置を希望する自動販売機のカタログを必ず添付すること。

自動販売機の管理関係証明書

令和 年 月 日

大阪府北河内府税事務所長 様

住 所 (所在地) (〒 一)
氏 名
法 人 名
代表者名
印 (事務担当者名)
所属部署
氏 名
電 話

大阪府北河内府民センタービルに設置する自動販売機に係る個別業務の実施企業名は、下表の とおりであることを証明します。

設置場所			
------	--	--	--

【個別業務の実施企業名】

業務区分	企業名/担当所属	連絡先(電話番号)
自動販売機の所有権		
設 置 管 理 責 任		
故障時の対応		
商 品 の 補 充		
売 上 金 の 回 収		
その他		
()		
その他		
()		

[※]個別業務の実施者(企業名)が、設置事業者(応募者)と異なる場合は、委託契約書・協定書等の 書類の写しを提出してください。

※本書は、設置事業者の決定を受けた後に提出してください。